様式第８号（第16条関係）

改善命令書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　印

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条（第１項・第２項・第３項）の規定により、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内）に、出雲市（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

１　認定長期優良住宅建築等計画等の認定番号

２　認定長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

３　認定計画実施者の氏名

４　認定に係る住宅の位置

５　命ずる措置

６　改善の期限